

少量排出事業者のごみ出しのルールと分別について

○ごみ出しのルールについて

・ 事業系用ごみ袋に入れて出す。

※事業系用ごみ袋の販売は、廃棄物対策課、
収集事務所、各支所・出張所で行っています。

・ 1回あたり3袋まで。

・ ごみ袋に事業者名を必ず記入。

・ 決められたごみ集積所にごみを出す。

※事業活動で生じる一般廃棄物（事業系一般廃棄物）処理届出書により届け出た
ごみ集積所（排出場所）にごみを出す。

ルールや分別が守られていない
場合、市では収集を行いません



★排出できるごみ

【もやすごみ】 事業系用もやすごみ専用袋に入れてください。

事務所から出るもので、紙くずや生ごみなど

※紙くずや動植物性残さ、繊維くず、木くずなど、業種によっては産業廃棄物となり、
収集できない場合があります。

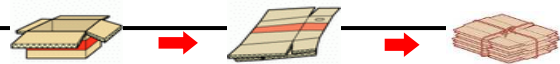
【資源ごみ】 事業系用資源ごみ専用袋にそれぞれ別にして入れてください。

* 従業員の個人消費に伴って生ずるものに限る

○プラスチック製容器包装類 ○カン類 ○びん類 ○ペットボトル

※事業活動に伴い発生する紙くずについて

紙くずが産業廃棄物に該当しない業種については、事業系一般廃棄物となります。少量
排出事業者にあっては、新聞、雑誌、ダンボール、紙パックに分別し、片手で持てる程
度で3束を制限として、紐を十字に掛けたり、収納パックで収集日に出してください。



上記のルールや分別によって、市でごみを収集する事業者は、「事業活動で生じる一般廃棄物（事業系一般廃棄物） 処置方法届出書」で少量排出事業者である旨を届け出た事業者だけです。

紀の川市 廃棄物対策課
0736-77-2511

別表 ○産業廃棄物の種類

	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃残さ物、その他の焼却かす
	汚泥	排水処理の汚泥、製造生産工程で排出される泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、建設汚泥、生コン残さ等
	廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、切削油、タールピッチ等
	廃酸	写真定着液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	廃アルカリ	写真現像液、廃ソーダ液等すべてのアルカリ性廃液
	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、廃タイヤを含む合成ゴムくず等、固形状、液状のすべての合成高分子系化合物
	ゴムくず	生ゴムくず、天然ゴムくず
	金属くず	鉄くず、非鉄金属くず、切削くず、研磨くず等
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、レンガくず、陶磁器くず、製造過程等で生じるコンクリートくず、インターロッキングくず
	鉱さい	高炉・転炉等からの残さい、鋳物廃砂、不良鉱石等
	がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片その他これらに類する不要物
ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじん、集じん施設によって集められたもの	
特定の事業活動に伴うもの	紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷加工業から生ずる紙くず
	木くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、木材又は木製品製造業(家具製造業を含む)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生じる木材片、おがくず等 貨物の流通のために使用したパレット等
	繊維くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生じる木綿くず等の天然繊維くず
	動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生じるあめかす、醸造かす、魚及び獣のあら等
	動物系不要固形物	と畜場において解体等した獣畜や食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、にわとり等のふん尿
	動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、にわとり等の死体
以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの		